

【写】

富最賃特小第2号
令和5年8月7日

富山地方最低賃金審議会
会長 長尾 治明 殿

富山地方最低賃金審議会
特別小委員会委員長 長尾 治明

特定最低賃金改正決定の必要性の有無について（報告）

最低賃金法第15条の規定に基づき、令和5年度における改正決定の申出があった下記1の特定最低賃金の取扱いについて、本小委員会は、慎重に審議した結果、公労使三者の全会一致により、改正決定の必要性を認めるとの結論に達したので報告する。

なお、本小委員会での審議に当たった委員は、下記2のとおりである。

記

1 改正決定の申出があった特定最低賃金

- (1) 富山県玉軸受・ころ軸受、他に分類されないはん用機械・装置、トラクタ、金属工作機械、機械工具、ロボット、自動車・同附属品製造業最低賃金
- (2) 富山県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金
- (3) 富山県百貨店、総合スーパー最低賃金

2 審議に当たった委員

公益代表委員	◎ 長尾 治明	○ 堀岡 和正	両角 良子
労働者代表委員	中野 時夫	大森 仁	黒川 智之
使用者代表委員	寺山 収	江下 修	八田 正人

◎は委員長、○は委員長代理を示す。